

甲賀市生活応援クーポン券2026 取扱マニュアル（事業者向け）

本マニュアルにおいて、甲賀市生活応援クーポン券2026（以下、「クーポン券」という。）取り扱い及び換金事務手続きについて必要な事項を定めます。

1. 実施目的

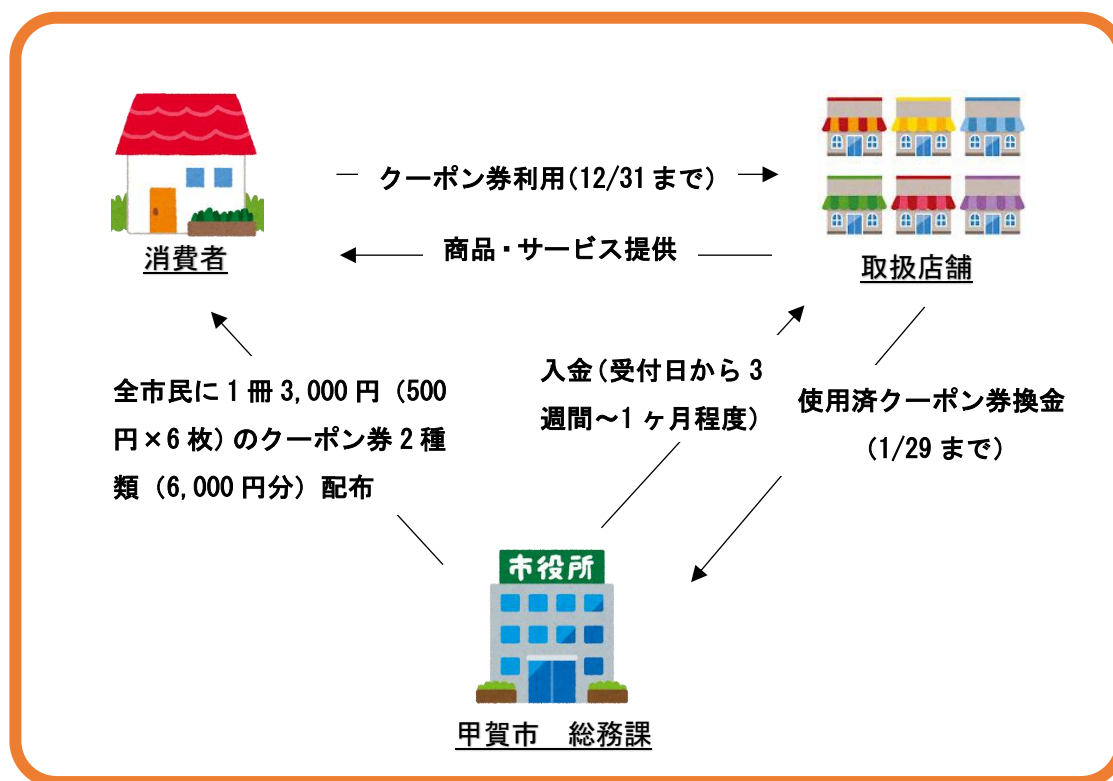
甲賀市では、物価高騰の影響を受ける市民の皆様の暮らしを支援するため、甲賀市生活応援クーポン券2026（以下「クーポン券」という。）を配布します。

2. クーポン券の利用期間

利用期間：令和8年6月1日（月）から令和8年12月31日（木）まで

※利用期間後は、クーポン券は無効となり、使用することができません。

【クーポン券の流れ】



※クーポン券には地元店舗のみで利用できる青色のクーポン券と全店共通で利用できる橙色のクーポン券の2種類ございます。

3. クーポン券の取扱方法

クーポン券は物品の販売又は役務の提供などの取引において使用できます。

取扱店舗において利用期間内に限り利用可能です。

※クーポン券には地元店舗のみで利用できる青色のクーポン券と全店共通で利用できる橙色のクーポン券の2種類あり、事業所区分によって、取扱できるクーポン券が異なります。地元店舗は青色、橙色どちらのクーポン券もご利用いただけます。その他店舗では橙色のクーポン券のみご利用いただけます。青色のクーポン券はご利用いただけませんのでご注意ください。

- (1) 消費者が商品等購入の際、クーポン券を使用される時は、偽造券でないかを確認の上取り扱ってください。なお、クーポン券を複写した場合、次のような特徴があります。クーポン券を複写した場合、「COPY」という文字が鮮明に浮かび上がります。
※別紙にクーポン券のサンプルを同封しておりますのでご確認ください。
- (2) **500円（税込）のお買い物毎に500円クーポン券1枚が利用可能**となりますので、クーポン券受け取り時は取り扱いに十分ご注意ください。※つり銭は支払えません。
【例】税込1,300円のお会計 → クーポン券2枚（1,000円分）と現金300円をお受け取りください。
- (3) クーポン券を受け取られた際は、クーポン券裏面の店舗記載欄に必ず、住所・店舗名称・引換年月日を記入してください。またバーコード部分でクーポン券を読み取るため、バーコード上に書き込み等はしないでください。
※引換年月日は消費者からクーポン券を受領された日を記入してください。
- (4) クーポン券を交換、譲渡及び売買しないでください。
- (5) 店舗で独自にクーポン券の利用対象外となる商品などを定める場合（特売品など）は、あらかじめクーポン券の利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示してください。
- (6) **利用期間を過ぎたクーポン券は受け取らないようにしてください。**
- (7) クーポン券の盗難・紛失、滅失又は偽造、模造等に対して、発行者（市）は一切責任を負いません。

(表)



模造品については、「COPY」の文字が鮮明に浮かび上がります。

(裏面)

No. _____

【ご利用の方へ】
取扱店舗において利用期間内に限りご使用可能です。

- ・本券は、買物等の代金500円(税込)ごとに500円のクーポン券1枚を利用できます。
- ・本券は、現金との引き換え、購入後の返品はできません。
- ・本券は、債務の支払い(税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等)・たばこ・他商品券などの購入には使用できません。
- ・取扱店の都合により、利用できない商品・サービスがありますので、使用前にご確認ください。

※機械にて読み取るためバーコード上には記載しないで下さい。

発行者：甲賀市
総務部総務課
〒528-8502 甲賀市水口町水口 6053
TEL 0748-69-2291

店舗記載欄 取扱い店舗へ、この券を受け取られた際には、必ず年月日、店名をご記入ください。

引換年月日	年	月	日
-------	---	---	---

こちらに店舗名称と住所、引換年月日を記入してください。

【クーポン券の利用対象にならないもの】

- ・ 債務の支払い(税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金・保険料等)。
- ・ 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入。
- ・ たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第3号に規定する製造たばこの購入。(電子たばこや加熱式たばこを含む。)
- ・ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入。
- ・ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預りを除く)等の不動産に関わる支払い。
- ・ 現金との換金、金融機関への預け入れ。
- ・ 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に係る支払い。
- ・ 公序良俗に反するもの。
- ・ クーポン券の交換又は売買。
- ・ その他このクーポン券の発行趣旨にそぐわないもの。

4. クーポン券の換金について

受付期間：令和8年6月1日(月)から令和9年1月29日(金)まで

※土曜・日曜・祝日・年末年始・夏季集中休暇期間は除きます。

受付日時：平日9:00～16:00

受付窓口：甲賀市役所3階 総務課（甲賀市水口町水口6053）

- (1) 換金時は、「甲賀市生活応援クーポン券2026換金依頼書」に必要事項を記入の上、使用済みクーポン券と合わせて上記受付窓口へご提出ください（郵送不可）。
この際、「甲賀市生活応援クーポン券取扱店舗登録証」をご提示ください。
※前記3.(3)に記載したように、クーポン券裏面の店舗記載欄が記入されていない商品券は換金できませんので、必ず記入してください。
※換金期間内なら、何度でも換金可能です。また、換金手数料はかかりません。
- (2) 1度に100枚以上換金する場合は、クーポン券を100枚毎の束にしてください。また、換金の際、ホチキス留めはしないようにしてください。
- (3) 受領印が押印された「甲賀市生活応援クーポン券換金依頼書」の写しを受け取り、入金を確認するまで大切に保管してください。
※指定した口座に振り込むまで3週間～1ヶ月程度で振り込みますが、換金依頼が込み合っている場合や書類不備等がある場合、1.5ヶ月程度かかる場合がありますので予めご了承ください。
- (4) 換金受付期間を過ぎた場合は換金できませんのでご注意ください。

5. 取扱店舗の責務等

次に掲げる事項について、遵守してください。

- (1) 取扱店舗であることが明確になるよう、クーポン券を取り扱うことを証するポスターを分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 使用されるクーポン券について、前記3.(1)に記載したような偽造されたクーポン券と判別できる場合は、クーポン券の受け取りを拒否してください。
- (3) 「甲賀市生活応援クーポン券2026換金依頼書」の写しは、入金された金額の確認を完了するまで大切に保管してください。
- (4) クーポン券の交換及び売買は行わないようにしてください。

6. その他留意事項

- (1) 3月31日までに申込された取扱店舗の情報は、「甲賀市生活応援クーポン券の使える店舗・事業所」として一覧表と市ホームページに掲載しますが、4月1日以降の申込については、市ホームページのみの掲示となります。
- (2) ポスターや換金依頼書等の各種様式は市HPよりダウンロードが可能です。
<https://www.city.koka.lg.jp/26375.htm>
- (3) 甲賀市生活応援クーポン券2026取扱店舗等募集要領、本マニュアルの内容に反する行為等が認められた場合、換金ができない場合や取扱店舗の登録を取り消す場合があります。
- (4) 自社で使用するチラシ等、広告に取扱店舗である旨を記載することは可能です。なお、本事業用にデザインされた甲賀市生活応援クーポン券2026の肖像及びキャラクター等の使用を含む広告等については事前に甲賀市総務課までご相談ください。
- (5) この取扱マニュアルに記載されていない事項や、定めのない事項に関しては、市でその都度協議し、対応を決定します。

【参考：甲賀市生活応援クーポン券2026 事業概要】

- (1) クーポン券の発行単位は、市民一人につき6,000円（500円券×6枚×2種類）です。
 - (2) クーポン券の郵送は、令和8年5月中旬から順次実施します。なお、クーポン券の使用開始年月日（令和8年6月1日）までは使用できません。
 - (3) クーポン券の利用期間は、令和8年6月1日から令和8年12月31日までとします。
 - (4) クーポン券の利用期間後は、クーポン券は無効となり、使用することができません。
- ※ 本取扱マニュアルに記載されていない事項については、下記連絡先までお問い合わせください。

〒528-8502 甲賀市水口町水口 6053 甲賀市役所 総務部 総務課 総務統計係 担当：上島・上田・久米 TEL：0748-69-2291 FAX：0748-69-4086 MAIL：koka10112000@city.koka.lg.jp
